

# 城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務 基本仕様書

## 1 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、城下町長府地区歴史的施設活用調査委託業務（以下「本業務」という。）の要求仕様を示し、あわせて本業務に関する公募型プロポーザルにおける諸条件等を示すものである。

業務委託契約書に添付する仕様書については、受託候補者と協議の上、別途作成するものとする。

## 2 業務目的

下関市では、「城下町長府地区都市再生整備計画」を策定し、城下町長府地区における歴史的地域資源の活用・伝承や、回遊性向上により、誰もが心豊かに過ごし・暮らせる魅力あふれるまちづくりを目指している。

本業務は、この計画を達成するため、城下町長府地区の歴史・文化を活かし、回遊性向上に資するためのソフト事業を実施し、事業結果を今後の整備に活かすことを目的とする。

## 3 履行期間

令和8年3月31日まで

## 4 履行場所・対象区域

城下町長府地区都市再生整備計画に定める滞在快適性等向上区域（長府苑のほか、関見台公園、下関市立美術館などの地区の核となる都市施設が集積する1km程度の歩ける範囲のエリア）

## 5 業務内容

回遊性向上に資するイベントや、長府苑利活用促進に向けた事業を企画・実施し、拠点整備事業に資する提言を行うこと。

### (1) 回遊性向上につながるイベントの実施

ア 内 容 イベントを企画し、参加者を募集・実施する。  
長府苑、長府庭園、下関市立美術館前広場、関見台公園などとの連携により、回遊性向上及び賑わい創出を図ること。  
体験型の内容を盛り込むこと。  
募集に当たっては、市外へも広報し、参加者を募ること。  
(例) 主要施設、動線などのライトアップ、スモールモビリティの運行など。

イ 事業実施主体 提案者  
ウ 実施回数 昼間1回以上、夜間1回以上、計2回以上  
エ 実施日数 延べ4日以上

- (2) 長府苑利活用促進に向けた事業の実施
- ア 内 容 長府苑を活用した事業提案を公募し、実証する。
  - イ 事業実施主体 提案者。実証事業は、公募で選ばれた者が行う。  
事業募集、応募者への通知、公募で選ばれた者への下見・事前準備・当日の運営・後片付け等への対応は、提案者が行う。
  - ウ 実証事業選定 市と協議の上選定
  - エ 実証事業数 5事業程度
- (3) (1) (2) にかかる実施計画作成
- ア 必要経費を積算し、見積書(様式5)に反映させること。
  - イ 事業実施に向けた年間スケジュール案を作成すること(任意様式)。
  - ウ 参加者を募り、事業を効果的に行うための広報計画案を作成すること(任意様式)。
- (4) (1) (2) にかかる利用者への意見聴取  
アンケートにより、利用者の意見を聴取すること。
- (5) (1) (2) (4) の結果を踏まえた提言  
実施した事業の結果を踏まえ、城下町長府地区の歴史・文化を活かし、回遊性向上に資するソフト事業について成果報告書により提言すること。

## 6 成果報告書の提出

「5 業務内容」の各イベント内容や実証事業実施者の連絡先、実施結果等について報告するとともに、本業務によって得られた知見、事業の結果を踏まえた提言をまとめた成果報告書を作成し、提出すること。

### ○成果物

- ・製本2部(A4サイズの紙媒体。A3サイズがある場合は折りたたむこと。)
- ・電子媒体(CD-R)1部

## 7 留意事項

- (1) 城下町長府地区都市再生整備計画については、別紙「都市再生整備計画城下町長府地区」を参照すること。
- (2) 城下町長府地区都市再生整備計画の基礎となる「城下町長府地区散策拠点等整備計画作成業務の概要」(計画の趣旨、地区の現状と課題、長府苑の管理運営の方向性など)、令和6年度長府苑トライアル企画の実績の送付を希望する場合は、事務局(下関市都市整備部公園緑地課)へ問い合わせること。
- (3) イベント等、事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、関係機関と調整すること。
- (4) 長府苑は、火気厳禁・宿泊不可。  
また、整備中のため、西洋館跡をはじめ、立ち入りできない箇所がある。
- (5) 受託者は本市と密接な連携を図り、効率的進行に努めること。
- (6) 本業務を遂行する上で知り得た情報に対する守秘義務を遵守すること。この守秘義務は業務従事後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。また、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

- (7) 業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて本市に帰属するものとし、受託者は本市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用できない。
- (8) 受託者または第三者が権利を有している素材(写真や図・表等)を用いる場合は、成果物の二次利用等が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。
- (10) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に明記のない事項が生じた場や、疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うこと。